原判決を次のとおり変更する。

控訴人の被控訴人群馬県選当管理委員会に対する本訴はこれを却下す

る。

控訴人の被控訴人群馬県、同群馬県議会に対する当事者の変更はこれを 許さない。

訴訟費用は第一、二審とも控訴人の負担とする。

宯

「原判決を取消す、控訴人が昭和三〇年五月一日までを任期とす 控訴代理人は、 る群馬県議会議員であることを確認下る、訴訟費用は被控訴人の負担とする」との 判決を求め、各被控訴人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張は、控訴代理人において、 控訴人が群馬県議会の議員 であることの確認を求める本件訴訟は、形式は確認訴訟であつてもその実質は行政 処分の取消を求めるものである。すなわち、被控訴人群馬県選き管理委員会は昭和 九日、控訴人が高崎簡易裁判所昭和二五年(い)第七七一号略式命令 の確定により地方自治法第一二七条第一項、公職選挙法第二五二条の適用を受け群馬県議会の議員たる職を失つたことを承認する旨の議決をなし、又被控訴人群馬県議会は同二七年八月三〇日控訴人に対し控訴人が右の事由により群馬県議会議員の 職を失つた旨の通告をしたが、右議決及び通告は違法で取消さるべきものである。 被控訴人群馬県選挙管理委員会の従来の答弁を援用し、なお被控訴人群馬県代理人 は、県は県会議員の身分の得喪には関係しないので、本件については当事者適格を 欠くものであると述べた外、すべて原判決の事実摘示と同一であるから、ここにこ れを引用する。

一、被控訴人群馬県選挙管理委員会に対する請求について。 先ず右選挙管理委員会が本訴の被告となることができるかどうかについて考え る。控訴人が右委員会を被告として本訴を提起したのは、行政事件訴訟特例法の定 めるところによるものであることは弁論の全趣旨から明らかである。しかし、右特 例法が選挙管理委員会の如き行政庁を被告とすることを認めるのは、同第二条に定 める行政庁の違法な処分の取消又は変更を求める訴訟についてであつて、 訴訟以外の訴訟においては原則として行政庁は訴訟当事者たるの能力を有すべき根 る場合が考えられる位の〈要旨第一〉ものである。しかるに、本訴における控訴人の 請求する趣旨は控訴人が群馬県議会議員たる地位を有すること</要旨第一>の確認を 求めるものであつて、その地位は被告である選挙管理委員会の行政処分によつて得 喪する関係のものではない(後記説明参照)。即ち控訴人の主張する議員たる法律 関係の存否は、右選挙管理委員会の処分によつて取得し又は喪失せしめられたもの ではないから、控訴人の本訴請求について前示特例法第三条の規定を適用し或は類推して同委員会を被告とすべき根拠は全く存在しない。結局被控訴人群馬県選挙管 理委員会なる行政庁は本訴において訴訟当事者たる能力を有しないと認めねばなら ないから同委員会に対する本訴は不適法として却下を免れないものといわなければ ならない。従つて原判決主文はこのように変更せらるべきである。

当事者の変更申立について。

控訴人は、当番に至り行政事件訴訟特例法第七条により当事者の変更をなし、 らたに被控訴人として群馬県及び群馬県議会の二当事者を追加したから、右当事者の変更が許さるべきか否かについて考える。元来右特例法第七条の立法理由は行政 処分の取消又は変更を求める訴は、処分をした行政庁を被告としてこれを提起すべきものと定められているところから(同法第三条)、出訴期間の定めのある右の種類の行政訴訟を被告とすべき行政庁を誤つて提起したために訴を却下され、正当な 被告に対し訴を提起しようとしてももはや出訴期間経過後であるため訴の提起がで きないことのあることを慮りかかる不利益を救うために設けられたものである。然 るに控訴人の本訴地位確認請求はなんら行政処分の取消又は変更を求めるものでな

よつて民事訴訟法第三八五条、第九五条、第九六条、第八九条を適用し主文のと おり判決する。

(裁判長判事 角村克己 判事 菊池庚子三 判事 吉田豊)